

教育長交際費の支出及び公開に関する基準

平成18年3月24日
教育委員会告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、開かれた町政を推進するため、教育長交際費の支出及び公開に関する必要な事項について定める。

(交際費の支出)

第2条 交際費の支出は、町教育に対する貢献の程度、町教育進展の有無その他町教育の利益を客観的に勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲で必要最小限の額とする。

2 交際費は、教育長又は教育長が指名した者が直接執行する場合に限り支出する。

(支出の基準)

第3条 交際費の支出基準は、次のとおりとし、現金によらない場合も同様とする。

(1) 慶弔費

ア 弔慰費 香典、供花又は香火とし、別表1によるものとする。

イ 見舞費 被災、病気、事故等に係るもので、その程度又は規模を勘案して支出することが適当な場合とし、別表2によるものとする。

ただし、砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年砥部町条例第92号)

若しくは砥部町災害見舞金等支給規則(平成18年砥部町規則第2号)の適用を受ける場合又は他制度により見舞金が支給される場合は、支出しない。

(2) 会費 教育行政上有益かつ重要な団体の会合における費用とし、主催者から請求される金額を限度とする。ただし、総会、忘年会その他の宴会が主体の会合等にあつては支出しない。

2 前項各号に掲げるもののほか、町教育行政に対する協力者で、特に謝意を表明する必要がある場合は、社会通念上妥当と認められる範囲で支出することができる。

(支出限度額の特例)

第4条 前条第1項各号に定める限度額を超えて支出する必要があるときは、その理由及び金額の根拠を明らかにした上で支出することができる。

(公開)

第5条 経費の執行状況は、原則すべて公開する。

2 公開の方法は、砥部町情報公開条例(平成17年砥部町条例第11号)によるもののほか、町が開設するホームページで公開する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

対 象 者		対象者との続柄	限度額(円)
町教育委員	現職	本人	10,000
		配偶者、父母、子	5,000
	前・元	本人	5,000
その他教育委員会の非常勤特別職	現職	本人	5,000
関係市町の教育委員	現職	本人	5,000
町教育に多大な貢献をした者		本人	10,000
その他教育長が適当と認める場合			その都度定める

※配偶者、父母及び子は、原則として本人が喪主の場合又は本人と同居の場合に限る。

別表 2 （第 3 条関係）

対 象 者		限度額(円)
町教育委員	現職・本人	5,000
その他教育委員会の非常勤特別職	現職・本人	5,000
関係市町の教育委員	現職・本人	5,000
その他教育長が適当と認める場合		その都度定める